

財関第1001号
令和7年10月10日

各 税 関 長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 寺岡 光博

食品衛生法に係る食品等の通関の際における取扱い等についての
一部改正について

食品衛生法に係る食品等の通関の際における取扱い等について（昭和57年9月29日蔵関第1055号）の一部を下記のとおり改正し、令和7年10月12日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

食品衛生法に係る食品等の通関の際における取扱い等についての一部を次のように改正する。

1. 別紙1「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。
2. 様式第15号を別紙2のよう改める。